事前防災及び減災等のための鶴岡市国土強靭化地域計画



令和 2年 3 月 鶴 岡 市

【目次】

		メレルバー							
	1	計画策定の	の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						• 1
	2	計画の位置	でた。 置付け····································						• 1
	ვ -	計画の期間	間						1
	J	可回の規則	F						
_	_								
			の基本的な考え方						
	1	鶴岡市国主	土強靭化の二つの理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• •		• • •	• •	• 2
	2	基本目標・			• •	• •			• 2
	3	強靭化をネ	推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						- 2
	4	想定される	る大規模自然災害(本計画の対象) ······						- 4
	•	12. XC C 11 0 0							
	0.4	도 22 k사 등교 /포	•						
Ш		多弱性評価							_
	1		価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	2	「起きては	はならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• •	• •		• •	• 5
	3	評価の実施	施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• •	• •			• 7
	4	評価の結果	### · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		• •				• 7
π,	갆	金数化に向け	けた施策推進方針						
14	J: 1	佐学提供・	方針の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						. c
			プゴの登埕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ごとの施策推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
			붙						
			₫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
			ュニティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	(4)保健医療	§∙福祉∙∙∙∙			. . .			21
	(5	5) 環境••••							22
			ミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
			月保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	(1	0)ライフライ	イン・情報通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• •			• •	32
			序······						
	(1	2)農林水產	産・・・・・						35
	•		_						
7.7	ŧ∔	画の推進							
			進管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						2
	2	計画の見し	直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		••	• •	• • •	• • •	37
	【另	川表1】	脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••	• • •			• • 3	39
		_							
	7 P	川主っ【	「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針・・・・・					6	6

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」が制定された。

本市において、想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる国土整備のため、国及び県、事業者など関係機関と連携した、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、 本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計 画となるとともに、市総合計画及び地域防災計画を反映し、各種計画、各分野別の指 針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。 令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)

Ⅱ 市国土強靭化の基本的な考え方

1 鶴岡市国土強靭化の二つの理念

本市の国土強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、東北最大の市域を有し多くの山河、平野、海岸と多様な土地利用の中、大規模災害の未然防止策と災害発生時においても被害を最小限に食い止めるため、二つの基本理念に基づき総合的な施策を講じる。

[二つの基本理念]

- 被害を最小限とするための<u>地域コミュニティを軸とした自助・共助体制の整備</u> と公助との連携強化 (災害時の地域コミュニティカと公助との連携)
- 国・県と連携した**安心して住み続けられる強靭なインフラ整備の推進** (災害の未然防止と復旧・復興事業)

2 基本目標

市国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化
- ④ 迅速な復旧・復興
- ⑤ 地域コミュニティ機能が維持されること

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する 大規模自然災害等に備えた国土の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最 大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 鶴岡市国土強靱化の取組み姿勢

○ 鶴岡市総合計画、地域防災計画等に基づき、本市の強靱性を損う原因について、あらゆる側面から検討し、長期的な視点に立ち、取組みにあたること。

- 歴史と文化、産業など本市特有の資源が維持されるよう、本市の社会 経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- 本市内の広域対応に止まらず、近隣市町村との広域連携が図られるよう広 域救援体制を整備すること。
- 2019年山形県沖地震や河川氾濫等の過去の氾濫履歴を学び、人命確保 の避難行動に生かすとともに予防的保全につながるインフラ整備を図ること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み 合わせて効果的に施策を推進すること。
- ○「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市、市 民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 特に、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員及び消防団等の地域コミュニティの共助が実際の市民の安全確保の要となるため、これらと密接に連携した災害対応策が図られるよう取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に 活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 国・県・市の役割機能を明確化し、相互に連携して総合的かつ効果的な施策展開を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率 的に施策を推進すること。
- PFI※の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。 ※PFI(Private Finace Initiative):公共施設等の建設、維持管理、運営等 において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 市公共施設等総合管理計画等に基づいた施設等の効率的かつ効果的 な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

○ 市街地、田園地域、中山間地域、沿岸部等の市域特有の資源、地域性を生かし、それぞれの地域の実状に即した効果が発揮できるよう取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靭化への貢献

○ 国土全体での代替性・補完性(リダンダンシー)の確保や、東京一極

集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靭化につなげていく視点を持つこと。

○ 国土強靭化を実効あるものとするため、国及び県の取組みとの連携を 図ること。

4 想定される大規模自然災害(本計画の対象)

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす県外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

市内/	自然災害の	種類	想定する規模等				
	大規模地震津波	内陸型	M7~8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生 (庄内平野東縁断層帯)遊佐町から酒田市東部、庄内町、藤島地域、鶴岡 に至る延長38km。藤島地域に変動崖がみられる)				
		海洋型	M7.7~7.8程度、津波最高水位16.3m、建物被害、人的被害が多数発生 (北海道から新潟沖まで沿岸近距離に日本海沖震源断層が多数存在する)				
	台風·梅雨前線等 豪雨 竜巻 = 突風	大規模 水害	記録的な大雨や高潮等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川 の氾濫による人的 = 物的被害等				
市内		大規模 土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然 ダムの湛水 - 決壊による人的 - 物的被害等				
11773		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的 = 物的被害等				
	火山噴火	¢	常時観測火山(鳥海山等)の大規模噴火を想定。例えば、噴火に伴う降灰による河川汚濁等				
	暴風雪 - 大	雪雪崩	記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、 人的被害等				
	複合災害	=	複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震・ 津波により被災した直後に豪雨災害が発生する等				
市外	大規模地震	- 津波	南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス) など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等				

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること「脆弱性評価」は、国 土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可 欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画においても、脆弱性評 価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにする ため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実 施する。

〇 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

想 定される 大規模自然 災害を設定 「起きては ならない最 悪の事態」 の設定 【脆弱性評価】 事態回避に向けた現行 施策の対応力について 分析・評価(健康診断)

評価結果を踏ま え、施策の推進方 針を設定(処方箋)

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

山形県計画で定める8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして、

- ・9つの「事前に備えるべき目標」
- ・37の「起きてはならない最悪の事態」を整理し、設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪事態」】

事前に備えるべき目標(9)			起きてはならない最悪の事態(37)				
		1-1	地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生				
			不特定多数が集まる施設の倒壊 ■ 火災				
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生				
1	大規模自然災害が発生した ときでも人命の保護が最大 限図られる	1-4	異常気象等による広域的な市街地等の浸水				
•		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態				
		1-6	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生				
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
		2-1	被災地での食料 = 飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
0	大規模自然災害発生直後 から救助・救急、医療活動 等が迅速に行われる	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
2		2-4	救助 - 救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
		2-6	被災地における疫病 = 感染症等の大規模発生				
3	大規模自然災害発生直後 から必要不可欠な行政機	3-1	市の内外の行政機関・支援機関の職員 = 施設等の被災による機能の大幅な低下				
	能は確保する	3-2	小中学校の再開判断の遅れや校舎被災等による義務教育の停滞				
4	大規模自然災害発生直後 から必要不可欠な情報通	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺 = 長期停止				
•	信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
	大規模自然災害発生後で あっても、経済活動(サプラ イチェーンを含む)を機能不 全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞				
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
5		5-3	重要な産業施設、研究施設の損壊、火災、爆発等				
		5-4	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止				
		5-5	食料等の安定供給の停滞				
	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプラチェーンの機能の停止				
		6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止				
6		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態				
			ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生				
	生物で飲わった似中ナジ		有害物質の大規模拡散 ■ 流出				
7	制御不能な二次災害を発 生させない		農地 - 森林等の荒廃による被害の拡大				
			原子力発電所の事故による放射性物質の放出				
		7–5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響				
	大規模自然災害発生後で あっても、地域社会・経済 が迅速に再建・回復できる	8-1	VIEW SOLD AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN				
8		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通 した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
	条件を整備する	8-3	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
	大規模自然災害が発生し		自治組織役員、自主防災組織役員、民生児童委員、消防団等の応急活動の人員不足 により、発災時の避難誘導、避難所開設等の初動対応が困難となる事態				
9	ても、自治組織、自主防災組織、民生児童委員、消防	9-2	自治組織役員、自主防災組織役員、民生委員、消防団員等が災害対応において危険 にさらされしてしまう事態				
	団等が迅速に対応し地域 自治が維持される	9-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧 = 復興が大幅に遅れる事態				

3 評価の実施手順

設定した37の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策(国、 県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む)の推進状況や課題等 を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

Ⅳ 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した12の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

(「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。)

〇 施策分野

[基本理念①] 地域コミュニティを軸とした自助・共助体制の整備と公助との連携強化

- (1)行政機能 (2)危機管理 (3)地域コミュニティ (4)保健医療・福祉
- (5)環境 (6)リスクコミュニケーション
- [基本理念②] 安心して住み続けられる強靭なインフラ整備の推進
 - (7)建築住宅 (8)交通基盤 (9)土地利用保全 (10)ライフライン・情報通信
 - (11)産業経済 (12)農林水産

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の12の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。 これらは、5つの「基本目標」及び9つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

- ※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について
- ()内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
 - []内には、当該施策の取組み主体(国、県、市、民間の4区分)を記載
- 《》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1)行政機能

く行政機能>

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(契約管財課、各地域庁舎総務企画課)

(1-2, 3-1) ≪建築住宅≫

- 〇 本庁舎については令和元年10月から耐震補強工事を実施中であり、大規模な地震発生時で も防災活動拠点施設としての機能を確保するとともに、鶴岡市公共施設等総合管理計画に基づ き、施設の長寿命化を推進し、計画的な維持管理・更新を行う。
- 本庁舎の動力・電源・保安設備を水没から守るための浸水防護壁や貯水プール、排水ポンプ の設置等、対策を検討し、できる限り早い時期に整備する。
- 耐震性に課題のある庁舎等についてはできる限り早い時期に必要な改築を行い防災活動拠 点施設としての機能を確保する。また、各庁舎は鶴岡市公共施設等総合管理計画に基づき施設 の長寿命化を推進し、計画的な維持管理を行う。

【主要事業】

•鶴岡市朝日庁舎建替事業

住宅・建築物等の耐震化の促進(建築課)(1-1)《建築住宅》

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動 の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、 吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。
- 市内の防災拠点施設について、耐震化を一層促進する。

【主要事業】

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)

消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進(消防本部総務課)(3-1)

○ 災害時に防災拠点となる消防署の耐震化・耐災害性の強化を図るため、老朽化した施設を計画的に更新する。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進

(在内病院総務課、温海庁舎総務企画課)(1-2)

- 荘内病院については、被害発生危険性の高い洪水浸水想定区域内に立地しており、洪水発生 時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、洪水浸水対策を進める。
- 温海庁舎については、津波浸水想定区域及び洪水浸水想定区域に立地していることから、地震等による津波発生時や洪水発生時に被害が発生する危険性が高く、庁舎機能を維持できなくなる恐れがあることから、事前の津波及び洪水浸水対策を進める。併せて、災害発生時の第2庁舎として位置付けている施設においても、必要に迫られた場合にその機能を果たせるよう事前の対策を進める。

避難場所の指定、耐震化、設備整備の促進(藤島庁舎総務企画課、長寿介護課、福祉課)

(1-2) ≪危機管理≫

○ 藤島地域においては、庄内平野東縁断層帯が東側にあるとされ、また、藤島地域の西側には、 現在も変形を続けている波状地形の撓みである活褶曲があるとされており、庄内平野断層帯を 震源とした地震が起きた時、甚大な被害が想定される避難所の機能強化の耐震化や良好な生 活環境を確保するための設備整備を促進する。また道路の崩壊等による地域の孤立に備え、ヘ リコプター離着陸場所の確保を進める。

【主要事業】

- ・藤島川西側の避難所の機能強化及び耐震化の検討
- 災害発生時において、高齢者や障害者等が健康的かつ衛生的に避難生活が送れるよう、福 祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。

市の業務継続に必要な体制の整備(職員課、防災安全課)(3-1,3-2)≪危機管理≫

○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に鶴岡市地域防災計画に基づく応急対策業務 や復旧・復興業務に取り組みながら、市県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも 必要とされる通常業務を維持するため、「鶴岡市業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、 業務継続に必要な体制整備を進める。

IT部門における業務継続体制の整備(情報企画課)(3-1、3-2)≪ライフライン・情報通信≫

- 策定したICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を基本に、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通の リスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進め る。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保

(防災安全課、契約管財課、消防本部総務課、在内病院総務課)(2-4) ≪危機管理≫

- 現在協定を締結している石油関係団体以外の燃料取扱事業者との協定締結を順次進める。
- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。また、今後協定締結を進める燃料取扱い事業者についても同様とする。

技術職員の派遣による市町村支援(都市計画課)(8-2) 《リスクコミュニケーション》

- 県では、(公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく技術者の派遣について、県職員OB を対象として整備を進め、大規模災害でも対応できるよう、登録者の増加を図る。
- 本市では、(一社)東北地域づくり協会の技術アドバイザーによる指導・助言等の協力の他、大規模災害の発生時には、県からも協力が得られるよう連携を図る。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災安全課、消防署通信指令課)

(1-7, 3-1, 4-1) ≪危機管理≫

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を円滑にするため、定期に取り扱いなどの操作訓練を行う。
- 他関係機関との連携協力のため、通信手段の強化を図る。

災害情報伝達手段の確保(総務課、防災安全課)(4-2) ≪危機管理≫

○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、鶴岡市ホームページ、鶴岡市フェイスブックや携帯電話緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

災害時における住民への情報伝達の強化(防災安全課、福祉課)

(1-7, 4-2) ≪危機管理・地域コミュニティ≫

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、未整備地区に対しての整備を促進する。
- 災害発生時において、市内全域、全住民を網羅した即時災害情報が伝えられるスマートフォン やタブレット等の携帯電話網を活用したクラウド型の一斉伝達システムの整備を推進する。
- 災害時に、高齢者や障害者に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として有効なシステムを検討し、そのシステムについての整備を促進する。

<広域連携>

大規模災害時における広域連携の推進 (消防本部警防課) (3-1)

○ 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊や山形県消防 広域応援隊など受け入れ態勢及び、専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及 び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」を基に、「鶴岡 市消防受援計画」の継続的な見直しを行う。

広域防災拠点の整備 (防災安全課)(2-3) ≪危機管理≫

〇 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備

(防災安全課、契約管財課、農政課、商工課、観光物産課) (2-1) ≪危機管理≫

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、 相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を各避難所等へ円滑に供給するため、小 真木原体育館を核とした物資拠点施設を設置する。

<消防>

消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(消防本部総務課)(2-3)

○ 災害時に防災拠点となる消防署の耐震化・耐災害性の強化を図るため、老朽化した施設を計画的に更新する。

消防職員の災害対応能力の向上(消防本部警防課) (2-3) ≪危機管理≫

○ 過酷な災害現場において消防活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通した対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る。

消防職員の人員確保・装備資機材等の充実強化(消防本部警防課)(2-3)≪危機管理≫

〇 大規模災害発生時の広範多岐にわたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保や車両及び装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る。

【主要事業】

消防施設設備整備事業、応急処置用資機材整備事業

被災地における消防活動体制の整備 (消防本部警防課)(3-1) ≪危機管理≫

○ 大規模災害時には、広域かつ複数の現場で人命救助や消火活動など、人員の絶対的不足が 見込まれるため、「山形県消防広域応援隊」や「緊急消防援助隊」からの応援派遣の円滑な受入 れなど、被災地における人命救助活動を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制 整備を進める。

- 大規模災害発生時の広範多岐にわたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保や車両及び装備資機材の整備を行い、態勢強化を図る。
- 地震等大規模災害時には、広域かつ多発的に災害が発生する中、火災対応において消火活動に不可欠な消防用水が重要であり、耐震性を有した貯水槽などの整備を図る。【主要事業】
 - ・消防施設設備整備事業及び応急処置用資機材整備事業:緊急消防援助隊登録車両の更新 (緊急消防援助隊設備整備補助金)【国】
 - ·消防施設新営改良事業:下川、藤岡、羽黒町、後田、東荒屋地内他、耐震貯水整備(消防防災施設整備補助金)【国】

災害時の緊急通報や無線通話等の通信手段の確保(消防署通信指令課)(1-6) ≪危機管理≫

- 災害時の緊急通報や無線通話の急増、無線の輻輳等に対応するため、通信指令担当要員の 増強や無線統制の実施など、緊急時体制の構築について平時から検討を行うと共に、消防指令 装置や消防救急デジタル無線装置の計画的な更新を図る。
- 災害時の通信手段の充実強化を図るとともに、各通信手段の操作訓練を行い非常時に備える。

【主要事業】

- ·消防施設設備整備事業 <高機能消防指令装置>(消防防災施設整備費補助金)【国】
- ・消防救急デジタル無線設備 (緊急消防援助隊設備整備補助金)【国】

大規模災害時の消防力の確保(消防本部警防課)(2-3) ≪危機管理≫

〇 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊や山形県消防 広域応援隊など受け入れ態勢及び、専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及 び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」を基に、「鶴岡 市消防受援計画」の継続的な見直しを行う。

緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止(消防本部警防課)(2-3)

〇 他県で発生する大規模災害時に本県の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、市内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。

NBC災害対策用資機材の充実(消防本部警防課)(7-2)

- 〇 NBC災害時に消防職員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、NBC災害対策用資機材の充実を図る。

核(nuclear)、生物(biological)、化 学物質(chemical)による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

自衛隊等との連携強化(防災安全課、消防本部警防課)(2-3) ≪危機管理≫

○ 災害時の広域支援及びNBC災害などの活動支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊等と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

≪目標指標≫

- ·耐震性能(Is値)(本庁舎) 0.5(R元)→ 0.9(R2)
- ·耐震化率(消防庁舎(分署))耐震化率 67%(R元)→ 88%(R11)
- ・住宅の耐震化率 耐震化率 75%(H27)→ 95%(R2)
- 特定建造物の耐震化率 耐震化率 75%(H27)→95%(R2)
- 福祉避難所の指定数 27施設(R元年度)→ 30施設(R3年度)

(2)危機管理

<避難所強化>

避難所のインフラ機能の強化 (環境課、防災安全課) (1-1)

〇 災害発生時の大規模停電を想定し、避難住民の安全確保のため、避難所の72時間運営が図られるよう2次避難所のインフラ機能の強化を図る。

【主要事業】

- ・避難所強化対策事業(太陽光)<市内体育施設>(自立・分散型エネルギー設備等導入促進事業)【国】
- ·避難所強化対策事業(自家用発電機)<市内学校施設>(学校施設環境改善交付金)【国】

防災資機材の内容充実と防災資機材庫の機能拡充 (防災安全課) (1-1)

○ 災害発生の避難所生活において、避難住民の健康的な避難生活が図られるよう防災資機材の内容及び一定の数量確保と、日常において機能的かつ衛生的に資機材保管が図られる防災 資機材庫の充実を図る。

【主要事業】

·鶴岡第2合同庁舎防災倉庫整備事業(都市防災総合推進事業(防安交))

<津波対策>

津波ハザードマップ・津波避難体制の整備(防災安全課、消防本部警防課、福祉課)(1-3)

- 東日本大震災では、一般住民はじめ避難誘導にあたった消防団員の津波による犠牲や殉職者が発生していることから、消防団には避難誘導と併せた率先避難を周知しているが、各自主防災組織と消防団が更に連携した避難体制の強化を図る。
- ハザードマップ等を確認することが困難な視覚障害者が、避難行動をスムーズに行うことができるように、点字のハザードマップ等の作成を推進する。

津波避難対策の推進(防災安全課)(1-3)≪交通基盤≫

○ 津波からの避難を確実に行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海抜表示 板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非 常用階段等の避難経路の確保を図る。

【主要事業】

海岸地域津波避難路整備連携事業【県】

津波観測体制の充実強化(防災安全課)(1-3)

〇 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GP S波浪計や海底地震計の増設を県と連携して政府に提案するなど、日本海東縁部における地 震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

く洪水対策>

洪水ハザードマップの作成(防災安全課、福祉課)(1-4)

○ 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップについて、引き続き 国の基準改定等を踏まえ、各河川管理者で公表する浸水想定区域図に基づきながら、住民へ の説明会やワークショップを通じ、マップの作成を推進する。

【主要事業】

- ・洪水ハザードマップ作成事業(防安交)
- ハザードマップ等を確認することが困難な視覚障害者が、避難コードをスムーズに行うことができるように、点字のハザードマップ等の作成を推進する。

避難勧告等の具体的な発令基準の策定(防災安全課)(1-4)

○ 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、地域間の連携を密にし、対象 河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(防災安全課)(1-4, 1-7) ≪交通基盤≫

○ 予め災害リスク情報を把握できるよう洪水ハザードマップの公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に市民に向けて発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を県と連携して図るとともに、水位計等の設置要望を行っていく。

【主要事業】

- ・災害リスク対策事業(市)
- ·洪水警戒情報提供事業【県】

タイムラインの運用(防災安全課)(1-4)

○ 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってま とめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。

<火山噴火対策>

火山噴火に対する警戒避難体制の整備(防災安全課)(1-5)

○ 市民生活に影響を及ぼす降灰による河川汚濁等の火山噴火情報を防災行政無線等の伝達システムにより速やかに周知する。

<土砂災害対策>

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災安全課、福祉課)(1-5) ≪土地利用保全≫

- 土砂災害警戒区域の指定に基づき、土砂災害ハザードマップを作成、自主防災会等による土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。
- ハザードマップ等を確認することが困難な視覚障害者が、避難行動をスムーズに行うことができるように、点字のハザードマップ等の作成を推進する。

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定(防災安全課)(1-5)

○ 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体 的な発令基準に基づく避難行動が図られるよう周知する。

ため池のハザードマップ作成・監視体制の強化・耐震化の推進(農山漁村振興課)(7-1)

≪農林水産≫

○ 決壊すると多大な影響を与えるため池などについては、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表と、監視体制の強化を図る。併せて、ため池の決壊による被害を未然に防止するため、県と連携してため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。

<危険物施設災害対策>

危険物施設の防災体制の充実強化(消防本部予防課)(5-3)≪産業経済≫

- 東日本大震災の教訓やこれまでの危険物施設災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から危険物施設等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、 より実践的な内容による訓練を実施する。

<原子力災害対策>

放射線モニタリングの実施(環境課) (7-4) ≪環境≫

〇「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響を把握するとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

原発事故発生時の初動対応の強化(防災安全課)(7-4)

〇 隣県の原子力発電所から事故等の通報を受けた際、迅速かつ的確な初動対応を行うため、関係機関、事業者等と連携し、必要なマニュアルの整備を図る。

原子力事業者との連携の強化(防災安全課)(7-4)

○ 原子力発電所における事故等をいち早く把握するため、原子力事業者及び国・県とのホッラインによる情報収集に努め、リアルタイムの状況把握及び市民への対応を図る。

<情報伝達機能>

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災安全課、消防署通信指令課)

(1-7, 3-1, 4-1) ≪行政機能≫

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を円滑にするため、定期に取り扱いなどの操作訓練を行う。
- 他関係機関との連携協力のため、通信手段の強化を図る。

災害情報伝達手段の確保(総務課、消防本部通信指令課)(4-2)≪行政機能≫

○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、ホームページやSNS、携帯電話緊急速報メールの活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

災害時における住民への情報伝達の強化(防災安全課)(1-7,4-2)

≪行政機能・地域コミュニティ≫

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、未整備地区に対しての整備を促進する。
- 災害発生時おいて、土砂災害警戒区域を含む市内全域、全住民を網羅した即時災害情報が 伝わるよう、スマートフォンやタブレット等の携帯電話網を活用したクラウド型の一斉伝達システムの整備を推進する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(防災安全課) (7-1)

≪土地利用保全≫

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。
- 土砂災害警戒区域内の全住民を網羅した即時災害情報が伝わるようスマートフォンやタブレット等の携帯電話網を活用したクラウド型の一斉伝達システムの整備を推進する。

<応急 - 復旧対策>

市の業務継続に必要な体制の整備(職員課、防災安全課)(3-1,3-2)≪行政機能≫

○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に鶴岡市地域防災計画に基づく応急対策業務 や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必 要とされる通常業務を維持するため、「鶴岡市業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、業 務継続に必要な体制整備を進める。

孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプタ一離着陸可能場所の確保(防災安全課)

(2-2)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備を促進する。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着 陸場所の確保に協力する。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落 散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況 も引き続き把握に取り組む。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保

(防災安全課、契約管財課、消防本部総務課、在内病院総務課)(2-4)≪行政機能≫

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。
- 協定を締結している石油関係団体以外の未締結燃料取扱事業者との協定締結を追加していく。

消防防災へリ等の受け入れ態勢充実強化(消防本部警防課)(3-1)

○ 大規模災害発生時に、他県や自衛隊等のヘリによる応援を円滑に受け入れるため、関係機関 と調整し受入方策について検討する。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災安全課)(2-1)≪行政機能≫

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、 相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
 - 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、小真木原体育館を核として、物資受入の防災拠点に整備する。

自衛隊等との連携強化(消防本部警防課)(2-3)≪行政機能≫

〇 災害時の広域支援及びNBC災害などの活動支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊等と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

広域防災拠点の整備(防災安全課)(2-3)≪行政機能≫

○ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災安全課)(2-1)≪行政機能≫

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、 相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給する ため、1次物資集積拠点の県内数箇所への設置を促進する。

「道の駅」の防災拠点化の推進(都市計画課)(2-1)≪交通基盤≫

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や 支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図るため、国や県との連携を強める。 【主要事業】
 - ・道の駅「あつみ」
 - ・道の駅「月山」

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(福祉課)(2-1)

≪地域コミュニティ・リスクコミュニケーション≫

O NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

豪雪災害時の災害救助法の適用(土木課、防災安全課) (1-6)

○ 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物(雪)の除去など、災害救助法の適用による 豪雪災害への対応を図る。

【主要事業】

•鶴岡市豪雪対策特別支援事業【市】

被災者生活再建支援制度の拡充 (防災安全課) (9-3)

○ 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度 の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進め る。

<地域防災力>

避難場所の指定、耐震化、設備整備の促進(藤島庁舎総務企画課、長寿介護課、福祉課)

(1-2) ≪行政機能≫

○ 藤島地域においては、庄内平野東縁断層帯が東側にあるとされ、また、藤島地域の西側には、 現在も変形を続けている波状地形の撓みである活褶曲があるとされており、庄内平野断層帯を 震源とした地震が起きた時、甚大な被害が想定されるため、避難所の機能強化のため、耐震化 や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する。また道路の崩壊等による地域の孤 立に備え、ヘリコプター離着陸場所の確保を進める。

【主要事業】

- ・藤島川西側の避難所の機能強化及び耐震化の検討
- 〇 災害発生時において、高齢者や障害者等が健康的かつ衛生的に避難生活が送れるよう、福 祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。

食料等の備蓄(防災安全課) (2-1) ≪リスクコミュニケーション≫

○ 家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

災害時の緊急通報や無線通話等の通信手段の確保(消防署通信指令課)(1-6)≪行政機能≫

- 災害時の緊急通報や無線通話の急増、無線の輻輳等に対応するため、通信指令担当要員の 増強や無線統制の実施など、緊急時体制の構築について平時から検討を行うと共に、消防指令 装置や消防救急デジタル無線装置の計画的な更新を図る。
- 災害時の通信手段の充実強化を図るとともに、各通信手段の操作訓練を行い非常時に備える。 【主要事業】
 - ・消防施設設備整備事業く高機能消防指令装置>(消防防災施設整備費補助金)【国】
 - ・消防救急デジタル無線設備(緊急消防援助隊設備整備補助金)【国】

消防職員の災害対応能力の向上(消防本部警防課)(2-3)≪行政機能≫

○ 過酷な災害現場において消防活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通した対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る。

消防職員の人員確保・装備資機材等の充実強化(消防本部警防課)(2-3)≪行政機能≫

〇 大規模災害発生時の広範多岐にわたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保や車両及び装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る。

【主要事業】

- 消防施設設備整備事業及び応急処置用資機材整備事業
- ・緊急消防援助隊登録車両の更新(緊急消防援助隊設備整備補助金)【国】

大規模災害時の消防力の確保(消防本部警防課)(2-3)≪行政機能≫

○ 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊や山形県消防 広域応援隊など受け入れ態勢及び、専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及 び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」を基に、「鶴岡 市消防受援計画」の継続的な見直しを行う。

災害医療における医療機関との連携強化(消防本部警防課) (2-5)

○ 研修会等を開催しながら、地区医師会、地区救急医療対策協議会、医療機関など関係機関と の役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。

被災地における消防活動体制の整備(消防本部警防課)(3-1)≪行政機能≫

- 大規模災害時には、広域かつ複数の現場で人命救助や消火活動など、人員の絶対的不足が 見込まれるため、「山形県消防広域応援隊」や「緊急消防援助隊」からの応援派遣の円滑な受入 れなど、被災地における人命救助活動を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制 整備を進める。
- 〇 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保 や車両及び装備資機材の整備を行い、態勢強化を図る。
- 〇 地震等大規模災害時には、広域かつ多発的に災害が発生する中、火災対応において消火活動に不可欠な消防用水が重要であり、耐震性を有した貯水槽などの整備を図る。

【主要事業】

- 消防施設設備整備事業及び応急処置用資機材整備事業
- 緊急消防援助隊登録車両(消防車両及び資機材)(緊急消防援助隊設備整備補助金)【国】
- ·消防施設新営改良事業<下川地内、藤岡地内、羽黒町後田地内、東荒屋地内他>(貯水槽整備消防防災施設整備費補助金)【国】

義務教育の早期再開(教育委員会管理課) (3-2)

- 被災直後の授業について、当面の授業を午前授業又は短縮授業等にするかを検討し、適切な 学習プログラムを実施する。
- 教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童生徒の避難先、連絡方法、 健康状態等の被害状況を確認する。
- 児童生徒が円滑に授業を開始できるように、スクールカウンセラーを要請するなど心のケア対策を講じる。
- 教職員は、通学路の安全を確認し、危険箇所を把握した場合は、関係機関へ連絡する。
- 被災時の児童生徒の給食需要に応じた供給ができるよう、関係機関と連携し、早期の復旧を 図る。

大規模災害発生に備えた事前対策の充実強化(消防本部警防課)(9-1) ≪地域コミュニティ≫

- 〇 普段から地域ごとに、消防団と自治会及び自主防災組織が連携して、大規模災害に備えた出 火防止や家具などの転倒防止対策を周知推進を図る。
- 〇 普段から消防団と自治会及び自主防災組織がコミュニティを通じた連携を強化して、地域における防災訓練等で実動的な訓練の推進を図る。

消防団員の確保及び資機材装備の充実(消防本部警防課)(9-2) ≪地域コミュニティ≫

○ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されたことについて、事業者 や町内会等に周知し消防団員の確保を図り、老朽化したポンプ車及び小型ポンプ等資機材の計 画的な更新を行い地域防災の強化を図る。

≪目標指標≫

- ・洪水ハザードマップの作成 10/15河川(R元年度)→ 15/15河川(R2年度)
- ・地区防災計画策定組織数 0組織(R元年度)→ 9組織(R3年度)
- ・福祉避難所の指定数 27施設(R元年度)→ 30施設(R3年度)

(3)地域コミュニティ

自主防災組織の育成強化等(防災安全課)(1-7)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、本市における活性化をさらに促進する。
- 〇 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性や若者の意見を取り入れる。
- 災害発生時に避難所運営支援や日常からの地域防災力向上のために防災アドバイザー制度 を導入し、人材養成を行い地域活動に貢献する。
- 〇 町内会や自主防災組織は、日常から防災マップ等により、高齢者や障害者の要配慮者の所在 を確認し危険が及ばない範囲で災害時の救援活動に努める。

コミュニティセンターの耐震化(コミュニティ推進課)(1-1)

○ 新耐震基準に適合していないコミュニティセンター4施設において、計画的な改築等による耐震 化を推進する。

【主要事業】

・小堅、加茂コミュニティセンターの改築等

消防団による津波避難体制の強化(消防本部警防課、防災安全課)(1-3)

○ 東日本大震災では、一般住民はじめ避難誘導にあたった消防団員の津波による犠牲や殉職者が発生していることから、消防団には避難誘導と併せた率先避難を周知しているが、各自主防災組織と消防団が更に連携した避難体制の強化を図る。

災害時における住民への情報伝達の強化(福祉課)(1-7, 4-2) ≪行政機能・危機管理≫

○ 災害時に、障害者に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として有効なシステムを検討し、そのシステムについての整備を促進する。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(福祉課)(2-1)

機管理・リスクコミュニケーション≫

O NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

広域コミュニティ組織の育成と支援・地域活動拠点となるコミュニティセンターの整備

(コミュニティ推進課、地域包括ケア推進室) (9-1)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は地域コミュニティの基盤であり、市と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取り組み支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取り組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる施設の 老朽化に対応した計画的更新を図る。

大規模災害発生に備えた事前対策の充実強化(消防本部警防課、防災安全課)(9-1)

≪危機管理≫

- 〇 普段から地域ごとに、消防団と自治会及び自主防災組織が連携して、大規模災害に備えた出 火防止や家具などの転倒防止対策の周知の推進を図る。
- 〇 普段から消防団と自治会及び自主防災組織がコミュニティを通じた連携を強化して、地域における防災訓練等で実動的な訓練の推進を図る。

消防団ポンプ庫老朽化対策の推進(消防本部警防課)(9-2)

地域防災の要となる消防団の老朽化したポンプ庫の計画的な更新を図る。

消防団員の確保及び資機材装備の充実(消防本部警防課)(9-2) ≪危機管理≫

〇 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されたことについて、事業者や町内会等に周知し消防団員の確保を図り、老朽化したポンプ車及び小型ポンプ等資機材の計画的な更新を行い地域防災の強化を図る。

消防団活動における指揮体制の強化(消防本部警防課)(9-2)

○ 大規模災害時は、地域防災の要となる消防団の活動において、現場活動及び被災状況確認 等について無線が指揮伝達手段として有力となる。情報を早期に集約するうえでも、無線等の整備を行い、指揮体制の構築で防災力の強化を図る。

≪目標指標≫

- ・コミュニティセンターの耐震化 29棟(R元)→ 33棟(R9)
- ・地域ビジョン策定件数 4件(H30)→ 20件(R10)

(4)保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

医療機関での非常時対応体制の整備(荘内病院総務課)(2-4)

○ 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、維持管理を含めて、継続した医療提供体制の確保を促進する。

透析医療機関での非常時対応体制の整備(荘内病院総務課)(2-4)

○ 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制を確保する。また、災害拠点病院の要件として、水の供給が途絶えた場合でも、病院機能が維持できる3日分の飲用水の確保があげられており、井水飲料化等の給水設備を増設する。

市立病院での非常時対応体制の維持(荘内病院総務課) (2-4)

○ 荘内病院および湯田川温泉リハビリテーション病院では自家発電設備を備え、荘内病院については3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも市民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進(荘内病院総務課、長寿介護課) (2-5)

〇 病院や高齢者福祉施設等で 1 日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料 水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

<各種医療支援>

災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援の推進(消防本部警防課、荘内病院総務課)

(2-5)

○ 災害時における医療確保のため、今後も DMAT の機能強化に向けた定期的な訓練や研修に参加し、隊員の士気向上に努め、応急用医療器材の整備を進める。

ドクターへリの活用による救急医療体制の充実(消防本部警防課、健康課)(2-5)

≪リスクコミュニケーション≫

○ 災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の連携強化を図るため、冬季間のランデブーポイントを確保し連携を推進する。

災害医療コーディネート活動による医療支援の推進(健康課、荘内病院)(2-5)

- 厚生労働省より地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインが示されることが予定されており、県、地区医師会、病院、消防機関など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。
- 県からの災害応援保健師の要請と派遣場所の調整を図る。

周産期医療体制の整備(荘内病院)(2-5)

○ 東日本大震災での対応をもとに、今後、災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた検討を「山形県周産期医療協議会」において行うこととしており、協議会との連携を図りながら、災害時の周産期医療提供体制を整備する。

<防疫対策>

防疫対策の推進(健康課)(2-6)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

≪目標指標≫

- ・有予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン(第2期)の接種率 97.1%(H30)→100(R6)
- ・有予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチンの接種率 59.0%(H30)→100%(R6)

(5)環境

<有害物質 - 危険物対策>

有害物質の拡散・流出防止対策(防災安全課、環境課、土木課)(7-2)

○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図る。

危険物施設の耐震化の促進(消防本部予防課)(7-2) ≪リスクコミュニケーション≫

○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次 災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部警防課、環境課)(7-2)

○ 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合 における対処能力の向上を図る。

<放射線対策>

放射線モニタリングの実施(環境課)(7-4)≪危機管理≫

○「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響を把握するとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

く災害廃棄物対策>

災害廃棄物の処理(廃棄物対策課)(8-1)

〇「鶴岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、大量に発生する災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら、復旧・復興に資する。また、計画の実行性を高めるため、必要に応じ計画の点検・改定を行う。

≪目標指標≫

- 大気、水質、土壌の汚染(汚濁)に関する苦情・相談件数

77件(H28年-H30(3力年平均)) → 50件(R6年)

(6)リスクコミュニケーション

<防災教育>

防災教育の充実 (教育委員会学校教育課)(1-7)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、県ホームページなどで実施している防災知識 の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 県のホームページに掲載してある「防災教育用啓発資料」を県のホームページに掲載し周知するともに、防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進(防災安全課)(7-4)

○ 県のホームページに構築した放射線に関する情報の集約サイトと連携し、市民に正確な情報 の提供に努めるとともに、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を図る。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災安全課)(1-6)

○ 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通し に基づき、事故防止の注意喚起を行う。

食料等の備蓄(防災安全課)(2-1)≪危機管理≫

○ 家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

<防災訓練>

防災訓練の充実(防災安全課)(1-7)

○ 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

原子力災害に係る防災訓練等の充実(消防本部警防課)(7-4)

○ 引き続き、放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を継続するとともに、緊急時に適切に 対応するため、原子力発電所からの事故等に関する通報の受信、受信後の体制整備などを含めた、より実践的な訓練の実施に取り組む。

<要配慮者支援>

災害時の要配慮者支援の促進(地域包括ケア推進室)(1-7)

○ 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿 や個別計画について、引き続き、作成を促進する。

<関係機関との連携・人材育成>

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(福祉課)(2-1)

≪危機管理・地域コミュニティ≫

O NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

技術職員の派遣による市町村支援(都市計画課)(8-2) ≪行政機能≫

- 県では、(公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく技術者の派遣について、県職員OB を対象として整備を進め、大規模災害でも対応できるよう、登録者の増加を図る。
- 本市では、(一社)東北地域づくり協会の技術アドバイザーによる指導・助言等の協力の他、大規模災害の発生時には、県からも協力が得られるよう連携を図る。

建設関係団体との連携強化(都市計画課)(8-2)

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、 大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果 的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を推進する。
- 本市としても、山形県沖地震発生後の建設関係団体からの協力の実績を踏まえ、今後の自然 災害に備えるため、建設関係団体以外からも協力が得られるよう体制を強化する。

地域を支える建設企業への支援(生産性向上や担い手確保・働き方改革に取り組む地域を支える 地元企業への支援強化)(土木課) (8-2) ≪土地利用保全≫

- 国や県及び各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

ドクターへリの活用による救急医療体制の充実(荘内病院総務課)(2-5) 《保健医療・福祉》

○ 災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保、さらには隣県との広域連携を推進する。

危険物施設の耐震化の促進(消防本部予防課)(7-2) ≪環境≫

○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次 災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

避難所開設・運営訓練の実施・各種研修会・ワークショップ支援(コミュニティ推進課、防災安全課)(9-2)

○ 学区地区単位ごとに実施している避難所開設・運営訓練について、東日本大震災や山形県沖地震により得られた知見等を踏まえ、より実践的な内容による訓練を実施する。また、住民の防災に対する意識の醸成を図るため、研修会などを実施する。

≪目標指標≫

・耐自主防災組織462箇所のうち、避難行動要配慮者名簿や個別支援計画の作成している組織数 21(R2) → 47(R6)

(7)建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(契約管財課、コミュニティ推進課、荘内病院総務課)

(1-2, 3-1)≪行政機能≫

- 本庁舎については令和元年10月から耐震補強工事を実施中であり、大規模な地震発生時でも防災活動拠点施設としての機能を確保するとともに、今後は、鶴岡市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。
- 本庁舎の動力・電源・保安設備を水没から守るための浸水防護壁や貯水プール、排水ポンプ の設置等、対策を検討し、できる限り早い時期に整備する。
- 荘内病院及び湯田川温泉リハビリテーション病院について、新耐震基準により耐震化が完了していることから、今後は、鶴岡市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。
- 〇 早急に朝日庁舎改築を行い防災活動拠点施設としての機能を確保する。また、鶴岡市公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理を行う。
- 新耐震基準に適合していないコミュニティセンター4施設において、計画的な改築等による耐震 化を推進する。

住宅・建築物等の耐震化の促進(建築課)(1-1) ≪行政機能≫

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。
- 市内の防災拠点施設、特に、防災拠点施設について耐震化を一層促進する。

【主要事業】

・(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)【国】

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

(建築課、長寿介護課、福祉課、荘内病院総務課、コミュニティ推進課、子育て推進課、消防本部教育委員会管理課)(1-2)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が 非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用した新たな支援制度の整備を図る。
- 小中学校施設については、老朽化した施設は、計画的なストック管理(修繕、改善等)を推進する。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。
- 私立高等学校の校舎・体育館等について、耐震化が完了していない私立高等学校における、 国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する。
- 〇 保育所、幼稚園、放課後児童クラブの施設について、耐震化が完了していない民間施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を推進する。耐震基準を充たしていない児童館については、施設のあり方を含め、改修等を検討していく。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する 施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置、大規模修繕、非常用自家発 電・給水設備の整備、倒壊の危険性があるブロック塀等の改修等により、安全性の確保を図る。
- 荘内病院については、計画的なストック管理(修繕、改善等)を推進する。

○ 新耐震基準に適合していないコミュニティセンター4 施設において、計画的な改築等による耐震 化を推進する。

【主要事業】

- ・小堅、加茂、コミュニティセンターの改築(住宅・建築物安全ストック形成事業)【国】
- ・住宅・建築物 安全ストック形成事業の推進

市営住宅の老朽化対策の推進(建築課)(1-1)

○ 市営住宅について、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理(修繕、改善等) を推進する。

【主要事業】

・(公営住宅整備事業等の推進)【国】

都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進(都市計画課)(1-2)

○ 本市の公園については、「鶴岡市緑の基本計画」を基本に、公園空白地域の解消を図るとともに、計画的に改良や維持修繕を行うことで、公園施設の長寿命化を進め、維持管理費の平準化に努めている。また、運動公園等では、耐震化未完了の建築物等が残っていることから、計画的な耐震化への取組みを推進する。特に、指定緊急避難場所(一次避難場所)となっている公園については、防災機能を強化するため、四阿の耐震化やトイレの改築等を計画的に推進する。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建築課)(1-1)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

【主要事業】

・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進

くその他対策>

空き家対策(環境課、都市計画課、建築課)(1-1)

○ 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や周辺住宅への被害、火災発生など を防止するため、県や民間組織等と連携して総合的な空き家対策を推進する。空き家の実態把 握、活用及び危険な空き家の解体を国、県と連携して促進する。

【主要事業】

・空き家対策総合支援事業【国】

大規模盛土造成地対策の推進(都市計画課)(1-1, 1-2)

○ 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握する ため、県と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民への情報提供 を推進する。

家具の転倒防止対策の推進(建築課) (1-1)

〇 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進(建築課)(1-2)

○ 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

≪目標指標≫

- ·耐震性能(Is値)(本庁舎) 0.5(H30)→ 0.9(R3)
- ・住宅の耐震化率 耐震化率 75%(H27)→ 95%(R2)
- ・特定建造物の耐震化率 耐震化率 75%(H27)→95%(R2)
- ・空き家棟数 2,806棟(H28) → 2,273棟(R3年)
- ・保育園、幼稚園、放課後児童クラブ施設の耐震化率 耐震化率 86.7%(H30)→ 100%(R11)

(8)交通基盤

<高速交通網整備>

高速道路及び地域高規格道路等の整備(都市計画課)(5-4,8-3)

- 東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路(東北横断自動車道酒田線(月山道路)や国道47号新庄酒田道路)や県境道路等を整備する必要があるため、県と連携して国等への要望を強化する必要がある。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備について、国や道路管理者への要望活動を推進する。

奥羽・羽越新幹線の整備(地域振興課)(5-4,8-3)

○ 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

【主要事業】

- ・東北横断自動車道(月山道路、市街地南部へのスマートIC)
- ·鼠ヶ関 IC(仮称)周辺の休憩施設
- 羽越本線の高速化

地方航空ネットワークの維持・拡大(地域振興課)(5-4, 8-3)

○ 庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災へりを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、庄内空港の滑走路延長2,500m化などの機能強化や羽田線の5便化などの国内路線の維持・拡充を求め、要望活動を実施する。

<道路関係防災対策>

緊急輸送道路等の整備(土木課、都市計画課)(1-1,1-3, 2-1, 2-2, 2-5, 8-3)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進していくために、下記の整備を国や県と連携し促進していく。
- 下記の事業を国県と連携して行い、被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化を行う。また、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を行う。

【主要事業】

- ・日本海沿岸東北自動車道:新潟県境~あつみ温泉IC 【国】
- ・一般国道(国直轄)の事故対策事業:国道7号(鼠ヶ関)・国道112号(鶴岡東バイパス)また、防災対策として月山道路等【国】
- ・一般国道(国直轄)の交差点改良事業:国道7号(覚岸寺) 【国】
- ・一般国道(県管理)の道路改良事業:国道345号(一本木峠)、(平沢関川間) 【県】
- ・主要地方道・道路改良事業:鶴岡羽黒線(羽黒山バイパス)、余目温海線(温海)、菅野代堅苔 沢線(山五十川) 【県】
- 主要地方道の橋梁改修事業:藤島由良線・蛾眉橋架替(文下)【県】
- ·一般県道·道路改良事業:鶴岡村上線(砂川) 【県】
- ·一般県道の橋梁改修事業: 慌代鶴岡線·鶴岡跨線橋架替(末広町) 【県】
- •都市基盤整備事業:羽黒橋加茂線(神明町)、藤島駅笹花線(藤島)、道形黄金線(馬場町)【県】
- ·都市基盤整備事業:山王町本町線(本町一丁目)【市】
- ・急傾斜地崩壊対策事業:内田元(下清水)、滝野本(戸沢)、中沢(中沢)、横町(三瀬)【県】
- 橋梁長寿命化修繕事業:西三川橋ほか759橋【県】
- •交通安全事業:道形文下蛾眉橋線(文下)【市】
- ·道路改良事業:南町荒町大宝寺町線(本町二丁目)、大泉橋一日市町線(本町一丁目·二丁目)、
- •水沢2号線(水沢)、余慶町西茅原線(余慶町)【市】
- ·橋梁長寿命化修繕事業:上内川橋他833橋 【市】
- ・道路トンネル・シェッド長寿命化修繕事業:温海トンネル他7構造物【市】
- ·国道7号、国道112号、日本海東北沿岸自動車道、東北横断道酒田線、国道47号新庄酒田 道路【国】
- •国道345号、県道余目温海線【県】

道路施設の防災対策・老朽化対策の推進(土木課)(5-4, 6-4)

○ 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新をするために、下記の事業を県と連携して実施する。

【主要事業】

- ・橋梁長寿命化修繕事業:西三川橋ほか759橋 【県】
- •橋梁長寿命化修繕事業:上内川橋他833橋【市】
- ・道路トンネル・シェッド長寿命化修繕事業:温海トンネル他7構造物【市】

津波避難対策の推進(防災安全課)(1-3) ≪危機管理≫

○ 津波からの避難を確実に行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海抜表示 板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非 常用階段等の避難経路の確保を図る。

【主要事業】

·海岸地域避難路整備連携事業【県】

路線バス等地域公共交通の確保(地域振興課)(6-4)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。
- 高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するため、日ごろから市営バス及び地域が主体となって取り組む地域交通の維持・確保を図る。

<鉄道関係防災対策>

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(地域振興課) (5-4, 6-4)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた 雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

<空港鉄道関係防災対策>

港湾の機能強化 (土木課)(1-3)

- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。
- 港湾施設は、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。
- 上記事項を推進、実施するため、県と連携を取りながら要望していく。

【主要事業】

- ・港湾改修(総合補助)事業:加茂港・鼠ヶ関港 【県】
- ・港湾改修(避難)事業:鼠ヶ関港 【県】
- •各港湾管理施設維持管理管理計画 【県】

<豪雪対策>

暴風雪時における的確な道路管理の推進(土木課)(1-6)

○ 状況に応じて関係機関と連携し迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時に おいては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があ るため、平時から関係機関等との連携構築等を図り対応していく。

【主要事業】

- 市道における雪寒事業(道路除雪)
- •「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づく指定道路
- 市道長崎西沼勇橋線ほか656路線・525.8Km

道路の防雪施設の整備(土木課)(1-6)

○ 各道路管理者(国、県、市町村)においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、 雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に 進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要 箇所と併せて整備を促進する。

【主要事業】(防雪施設等)

- 市道における雪寒事業
- 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づく指定道路
- 市道長崎西沼勇橋線ほか656路線・525.8Km

道路の除雪体制の確保(土木課)(1-6)

○ 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経 営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な 対策を検討するし、推進していく。

【主要事業】

- 市道における雪寒事業(除雪機械)
- 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づく指定道路

市道長崎西沼勇橋線ほか656路線・525.8Km

くその他対策>

街路・都市施設の整備(都市計画課)(1-1)

○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避 難所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

「道の駅」の防災拠点化の推進(都市計画課)(2-1)≪危機管理≫

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や 支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図るため、国や県との連携を強める。
 - 【主要事業】
 - •道の駅「あつみ」
 - ・道の駅「月山」

≪目標指標≫

·道路整備事業進捗率 34.7%(R元年度)→ 100%(R5年度)

(9)土地利用保全

<洪水 - 土砂災害対策>

農地・農業用施設等の保全管理の推進(農山漁村振興課)(7-3)≪農林水産≫

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

河川管理施設の維持管理(土木課)(1-4)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道 の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・ 補修を行う。ついては、国土を保全し、水害から地域住民の生命と財産を守る社会基盤整備とと もに豊かで潤いのある水辺環境と安全な快適な生活を実現するため、以下の整備を国や県と連 携して促進する。

【主要事業】

- ・国直轄河川改修事業:赤川中流部河道掘削事業、赤川堤防強化事業、鶴岡市赤川かわまちづくり【国】
- ·河川整備補助事業:藤島川(柳久瀬) 【県】·河川管理施設長寿命化対策事業:青竜寺川(丸岡) ほか 【県】
- •河川流下能力向上緊急対策事業:黒瀬川ほか(鶴岡市管内)【県】

安全・安心な生活基盤の整備(鶴岡市における水の防災・安全対策の実現計画(土木課)(1-4)

○ いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会 資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。

【主要事業】

·公共下水道(雨水)事業:日枝第3排水区、大山第1·第2排水区、茅原第1·第2排水区、新斎部排水区、道形第1排水区、柳田排水区、九分溝排水区、日和田排水区【市】

砂防施設の整備・維持管理の推進(都市計画課)(1-5)

- 土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備については、国、県から砂防堰堤や流 木止めなどの設置を計画的に進めていただいており、新たな整備箇所の調整を行う。
- 国や県とともに、砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応しコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕の実施に向けた調整を推進する。

【主要事業】

- ·赤川水系直轄砂防事業【国】
- ・月山地区地すべり対策事業【国】

砂防施設の整備・維持管理の推進(土木課)(1-5)

- 〇 砂防施設の整備について、県と連携し災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24時間入居型)の保全対策などを重点的に推進する。
- 県と連携し、砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施できるよう整備を国や県と連携し促進していく。(7-1 にも記載)

【主要事業】

- ・砂防事業:赤川流域砂防事業(朝日管内)【国】
- ·砂防事業:中田(油戸)、大波渡川(堅苔沢)、小平(山五十川)、小俣川外(上田沢)、湯温海(湯温海)【県】

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災安全課)(1-5)≪危機管理≫

○ 土砂災害警戒区域の指定に基づき、土砂災害ハザードマップを作成、自主防災会等による土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(防災安全課)(1-4, 1-7) ≪危機管理≫

○ 予め災害リスク情報を把握できるよう洪水ハザードマップの公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に市民に向けて発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を県と連携して図るとともに、水位計等の設置要望を行っていく。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(防災安全課) (7-1) ≪危機管理≫

○ 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<津波・高潮災害対策>

海岸保全施設の整備・維持管理の推進(農山漁村振興課)(1-3, 7-1) ≪農林水産≫

○ 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

<復旧復興対策>

迅速な復興に資する地籍調査の推進(農山漁村振興課) (8-3)

○ 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資することから、計画的に実施する。

地域を支える建設企業への支援(生産性向上や担い手確保・働き方改革に取り組む地域を支える地元企業への支援強化)(土木課) (8-2) 《リスクコミュニケーション》

- 国や県及び各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

≪目標指標≫

- ・下水道による都市浸水対策達成率 69%(R2年度)→ 76(R6年度)
- ・県管理河川における河川改修・ダム整備による保全約16万6千人(H26年度)→ 約17万6千人(H30年度)
- ・県管理12ダムの長寿命化計画策定 4箇所(H26年度)→ 12箇所(H29年度)
- ・住宅の耐震化率 耐震化率 75%(H27)→ 95%(R2)

(10)ライフライン・情報通信

<エネルギー>

電力供給停止時の電源確保(上下水道部総務課)(4-1)

○ 災害により電力供給が停止した事態に備えて関連業者と災害協定を締結して、水道施設の電源を確保するとともに、整備されている非常用発電機の燃料備蓄の常時維持を図る。

再生可能エネルギーの導入拡大 (環境課) (6-1)

○ 本市の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であることから、多様な主体による幅広い取組によりエネルギー供給量の確保を図る。また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくため、太陽光やバイオマス、中小水力、廃棄物焼却熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。さらに、地域防災計画に位置付けられた災害時における拠点施設に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入し、平時の CO2削減と災害時の地域住民の安全と安心の向上を図るため、以下の整備を国等と連携して促進する。

【主要事業】

・避難所強化対策事業(太陽光)<市内体育館>(自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【国】

<水道>

水道施設(配水池・管路)の耐震化、老朽化対策の促進(上下水道部水道課)(2-1,6-2)

- 耐震診断の結果により耐震性が無い配水池については重要度を考慮して計画的に耐震補強を 行う。
- 災害発生時における災害拠点病院や避難所までの基幹管路は管路耐震化計画を基に老朽化 対策と併せて整備を行う。

【主要事業】

- ・基幹水道構造物の耐震化事業 生活基盤施設耐震化等補助金 【市】
- •重要給水施設配水管整備事業 生活基盤施設耐震化等補助金 【市】

大規模災害時における応急給水体制の強化日本水道協会山形県支部(災害時相互応援協定) に基づく応援給水の要請(上下水道部総務課)(2-1,6-2)

○ 大規模災害時における、応急給水体制の迅速な確立のため、関係団体と災害時相 互応援協定を締結する。定期的防災訓練を通じて一層の連携強化を図る。

電力供給停止時の電源確保(上下水道部総務課) (6-2)

○ 災害により電力供給が停止した事態に備えて関連業者と災害協定を締結して、水道施設の電源 を確保するとともに、整備されている非常用発電機の燃料備蓄の常時維持を図る。

<下水道等>

下水道に係る業務継続計画(BCP)のブラッシュアップ・施設耐震化等の推進 (上下水道部下水道課)(6-3)

〇 より実効性のある下水道BCPのブラッシュアップを推進する。 〇 処理施設については、優先度の高い施設から自家発電対応や耐震化を進め、管路施設についても、重要な管渠から耐震化を進める。あわせて、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を進める。

【主要事業】

·鶴岡市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金、防災·安全社会資本整備交付金)【国】

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(上下水道部下水道課) (6-3) ≪農林水産≫

- 集排施設について、効率的及び計画的に老朽化対策を進めるため、最適整備構想(集排版の下水道ストックマネジメント計画)の策定を進めるとともに、長期的なコスト縮減へ広域化・共同化の検討を進める。
- 集排施設における災害時の停電による冠水等を防止するため、非常用エンジンポンプや自家 発電機対応を含めた施設対応マニュアルについて随時見直しを実施していく。

【主要事業】

鶴岡市集落排水事業(農山漁村地域整備振興交付金)

合併処理浄化槽への転換促進(上下水道部下水道課)(6-3)

○ 鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、既存単独処理浄化槽から災害 に強い合併処理浄化槽への転換を進める。

<情報诵信>

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(防災安全課)(4-2)

○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP (業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

IT部門における業務継続体制の整備(情報企画課)(3-1, 3-2)≪行政機能≫

- 策定したICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を基本に、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通の リスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進め る。

○ 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行う上で、機動性に優れたモバイル端末 の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

≪目標指標≫

- ・エネルギー自給率 29.4%(H29年度)→ 34%(R10年度)
- ·処理施設耐震化率 15%(H30年度)→ 100%(調整中)
- ・最適整備構想の策定(20年経過施設) → 13処理施設について策定(R2年度)

(11)産業経済

<企業活動>

企業の事業継続計画(BCP)の策定促進(商工課)(5-1)

○ 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県と連携して市内企業におけるBCP策定を促進する。

<エネルギー>

再生可能エネルギーの導入拡大 (環境課) (6-1)

○ 本市の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能 なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であることから、多様な主体によ る幅広い取組によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくため、太陽光やバイオマス、中小水力、廃棄物焼却熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、地域防災計画に位置付けられた災害時における拠点施設に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入し、平時の CO2 削減と災害時の地域住民の安全と安心の向上を図るため、以下の整備を国等と連携して促進する。

【主要事業】

・避難所強化対策事業(太陽光)<市内体育施設>(自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【国】

<工業用水>

工業用水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(商工課)(6-2)

○ 工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものである ことから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。

災害時の応急給水体制などの整備(商工課)(6-2)

工業用水道事業においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。

<危険物施設防災対策>

危険物施設の防災体制の充実強化(消防本部予防課)(5-3)≪危機管理≫

- 東日本大震災の教訓やこれまでの危険物施設災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から危険物施設等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、 より実践的な内容による訓練を実施する。

<風評被害防止>

風評被害の防止に向けた正確な情報の発信(観光物産課)(7-5)

○ 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより 地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定 期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

≪目標指標≫

エネルギー自給率 29.4%(H29年度)→ 34%(R10年度)≪目標指標≫

(12)農林水産

<食料供給>

災害時における生鮮食料品の安定供給(農政課、農山漁村振興課)(5-5)

○ 災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、卸売市場等の保管機能の強化や防災・減災 対策を推進する。

食料生産基盤の整備 (農政課、農山漁村振興課) (5-5)

○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、 農地や農業水利施設、園芸施設、漁港施設などの整備を推進する。

【主要事業】

·農村地域防災減災事業<庄内砂丘地区、京田川地区、黒岩堰地区>【県】

<農林漁業施設の耐震化 - 老朽化対策>

農地・農業用施設等の保全管理の推進 (農山漁村振興課)(7-3)≪土地利用保全≫

〇 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮 されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進 (農山漁村振興課)(6-4)

○ 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 (農山漁村振興課) (6-2)

○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

ため池のハザードマップ作成・監視体制の強化・耐震化の推進 (農山漁村振興課)(7-1)

≪危機管理≫

○ 決壊すると多大な影響を与えるため池などについては、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表と、監視体制の強化を図る。併せて、ため池の決壊による被害を未然に防止するため、県と連携してため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。

【主要事業】

•農村地域防災減災事業<五斗畑地区、大沢地区>【県】

災害に強い路網整備の推進・治山施設等の土砂災害対策 (農山漁村振興課)(2-2)

○ 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム・橋梁などインフラの耐震化・長寿命 化により、災害に強い交通網を整備する。また、県と連携して治山施設や地すべり防止施設の 整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的 機能の維持・増進を図る。

【主要事業】

- •治山災害復旧対策事業<三瀬地区、温海菅野代地区、石山地区、倉沢地区>【県】
- ·路網整備事業<林道念珠関線>【県】
- ・地すべり防止対策事業く大網地区>【県】

漁港施設の整備(農山漁村振興課)(1-3)

○ 漁港施設については、漁港における陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進める。

海岸保全施設の整備・維持管理の推進(農山漁村振興課)(1-3, 7-1) ≪土地利用保全≫

○ 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(上下水道部下水道課)(6-3)

≪ライフライン・情報通信≫

- 集排施設について、効率的及び計画的に老朽化対策を進めるため、最適整備構想(集排版の下水道ストックマネジメント計画)の策定を進めるとともに、長期的なコスト縮減へ広域化・共同化の検討を進める。
- 集排施設における災害時の停電による冠水等を防止するため、非常用エンジンポンプや自家 発電機対応を含めた施設対応マニュアルについて随時見直しを実施していく。

【主要事業】

·鶴岡市集落排水事業(農山漁村地域整備振興交付金)【国】

≪目標指標≫

- 多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払制度に取組む面積
- 15,119ha(R元年度) → 15,119ha(R6年度)
- ・地籍調査の進捗率(鶴岡市全域) 52.56%(R元年度)→ 52.62%(R6年度)
- ・最適整備構想の策定(20年経過施設) → 13処理施設について策定(R2年度)

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実行性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県及び他市町村との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の 進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策 の進捗状況や国、県、県内市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検 討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靭化に係る指針となるものであることから、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。